

事例 1

射水市民病院で起きた事件

富山県の射水市民病院で、外科部長（当時）が末期がん患者らの人工呼吸器の取り外しを独断で決め、2000年から2005年の間に7人の患者を死亡させたという事件が起きました。同病院は、医師による安楽死の疑いがあるとして富山県警に通報。県警は鑑定などから人工呼吸器の取り外しと死亡に因果関係があると判断。医師は殺人容疑で書類送検されました。

なお、医師は家族の同意があったと説明していますが、同意書は残っていませんでした。

この事件について、あなたは何を感じますか？

安楽死

1. 安楽死の定義

射水市民病院で起きた事件は、病院側が「医師による安楽死の疑いがある」として、県警に通報したことから明るみになったものです。そこでまずは、安楽死とは何かについて考えてみましょう。安楽死とは、終末期の苦痛を取り除くため、医師などが患者の死期を早めることをいいます。大別すると、「積極的安楽死」と「消極的安楽死」の2つに分かれます（図1）。

積極的安楽死とは、患者を“死なせること”をいいます。例えば、末期がんの患者が「苦しいのですぐに死なせて欲しい」と希望した場合、致死薬などを投与することが、それに当たります。その一方、消極的安楽死とは、患者が“死ぬに任せること”をいいます。未



図1 積極的安楽死と消極的安楽死

期がんの患者が「苦しいので、これ以上延命治療しないで欲しい」と希望した場合、患者の希望どおり延命治療などを行わないことが、それに当たります。

2. 安楽死の要件

東海大学医学部付属病院で起きた安楽死事件（1991年）の判決では、積極的安楽死が認められるための要件が示されています。その要件は、①患者に耐え難い肉体的苦痛がある、②死が避けられず死期が迫っている、③苦痛を除去、緩和する方法がない、④生命の短縮を承諾する患者の明らかな意思表示がある——の4つで、これらのすべてが満たされる必要があるとされています。

一方、消極的安楽死に関しては、①患者に回復の見込みがなく死が避けられない、②治療の中止を求める患者の意思表示がある——などの要件が示されています（表1）。

表1 積極的安楽死と消極的安楽死の要件

| 積極的安楽死の要件 | 消極的安楽死の要件 |
|---------------------------|-----------------------|
| ①患者に耐え難い肉体的苦痛がある | ①患者に回復の見込みがなく死が避けられない |
| ②死が避けられず死期が迫っている | ②治療の中止を求める患者の意思表示がある |
| ③苦痛を除去、緩和する方法がない | |
| ④生命の短縮を承諾する患者の明らかな意思表示がある | など |

尊厳死とリビング・ウィル

安楽死を語る場合、「尊厳死」という言葉がしばしば出てきます。尊厳死とは、「治る見込みのない終末期の患者が、人間的な尊厳を保つため、無益な生命を維持する装置や処置を受けず、自然に寿命を迎えて死ぬこと」をいいます。すなわち、人間が生き物としてではなく、人間らしい死を達成することを目指そうとする考え方であり、すべての人の死に対して「達成されるべき理念」といえるものです。わが国では、積極的安楽死については慎重論が多いことから、尊厳死に該当すると解釈できるのは、患者が何もしないことを選択し、その希望どおりに何もしないで経過を見守るケースだけというのが現状です。そのため、「尊厳死＝消極的安楽死」と捉えられることもあります。

また、この「尊厳死」を実現するためには、患者がどのような死を望むのかを、第三者に意思表示できていなければなりません。そこで注目されるのが「リビング・ウィル」です。リビング・ウィルとは治療に対する患者の希望を表明した文書で、生前に自分の死についてどのような内容を望むのか、書面によって意思を表示するものです。厚生労働省の調査(8